

平成19年 3月 2日（金曜日）

出席議員（18名）

議 長	八 田	外 茂	男 君		9 番	中 川	達 君
1 番	夷 藤		満 君		10 番	南 守	雄 君
2 番	小 谷	一 也	君		11 番	中 村	哲 彦 君
3 番	能 村	憲 治	君		12 番	黒 田	泰 三 君
4 番	北 川		進 君		13 番	中 居	治 君
5 番	清 水	文 雄	君		14 番	田 中	祥 次 君
6 番	水 口	裕 子	君		15 番	米 田	満 君
7 番	渡 辺		旺 君		16 番	堂 下	清 孝 君
8 番	野 村	輝 久	君		17 番	重 原	義 之 君

説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成	君			谷 口	源 成 君
助 役	浅 田		裕 君		まちづくり政策部 情報政策課長	川 口	克 則 君
教 育 長	浜 田		寛 君		町民福祉部 町民生活課長	夷 藤	涉 君
まちづくり 政策部長	西 尾	雄 次	君		町民福祉部 健康推進課長	黒 田	邦 彦 君
町民福祉部長	夷 藤	芳 夫	君		町民福祉部介護福祉課長兼 地域包括支援センター所長	荒 家	良 樹 君
都市整備部長	中 本	英 夫	君		都市整備部産業振興課長 兼企業立地推進室長	黒 田	孝 雄 君
教育委員会 教育次長	高 木	和 彦	君		都市整備部 都市建設課長	長 丸	信 也 君
消 防 長	島 田	敏 郎	君		会 計 課 長	北	雅 夫 君
企 業 局 長	米 永	竹 男	君		教育委員会 学校教育課長	出 川	常 俊 君
総 務 部 長	田 中		徹 君		教育委員会 生涯学習課長	八 田	精 三 君
総 務 課 長	向	貴 代 治	君		企業局水道電気課長兼 新エネルギー開発対策室長	中 西	昭 夫 君
総 務 課 長	橋 本		稔 君		企 業 局 下水道課長	東	耕 三 君
まちづくり政策部 企画財政課長	山 田	吉 弘	君		消防本部次長兼 消 防 署 長		
まちづくり政策部企画財政課参事 兼行財政改革推進室長							

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 生 田 康 久 君 事務局書記 東 康 弘 君

議事日程（第1号）

平成19年3月2日 午後2時00分開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成18年度内灘町一般会計補正予算（第6号）〕

議案第2号 平成18年度内灘町一般会計補正予算（第7号）

議案第3号 平成18年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

議案第4号 平成18年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第2号）

議案第5号 平成18年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第6号 平成18年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）

議案第7号 平成18年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第8号 平成18年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第2号）

議案第9号 平成18年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第4号）

議案第10号 平成18年度内灘町水道事業会計補正予算（第2号）

議案第11号 平成19年度内灘町一般会計予算

議案第12号 平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計予算

議案第13号 平成19年度内灘町霊園事業特別会計予算

議案第14号 平成19年度内灘町土地区画整理事業特別会計予算

議案第15号 平成19年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算

議案第16号 平成19年度内灘町国民健康保険特別会計予算

議案第17号 平成19年度内灘町老人保健特別会計予算

議案第18号 平成19年度内灘町介護保険特別会計予算

議案第19号 平成19年度内灘町水道事業会計予算

議案第20号 内灘町副町長定数条例について

議案第21号 内灘町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例について

議案第22号 内灘町上下水道料金等審議会条例について

議案第23号 内灘町助役及び吏員の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について

議案第24号 内灘町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例について

議案第25号 内灘町部制条例の一部を改正する条例について

- 議案第26号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第29号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 内灘町公共用地取得事業基金条例を廃止する条例について
- 議案第31号 内灘町土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第32号 内灘町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第33号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 内灘町公民館設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 内灘町体育施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第36号 内灘町立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 内灘町子育て支援センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第40号 内灘町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第41号 内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第42号 金沢市・かほく市・津幡町・内灘町消防通信指令事務協議会の設置について
- 議案第43号 石川中央広域市町村圏協議会の規約の変更について
- 議案第44号 石川県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議案第45号 石川県町村議会議員公務災害補償組合理約の一部を改正する規約について
- 議案第46号 石川県市町村消防賞じゅつ金組合理約の変更について
- 議案第47号 石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合理約の変更について
- 議案第48号 河北郡市斎場施設組合理約の一部を変更する規約について
- 議案第49号 河北郡市広域事務組合理約の変更について
- 議案第50号 請負契約の締結について
〔鶴ヶ丘小学校校舎大規模改修工事（建築）〕
- 議案第51号 内灘町道路線の認定について
- 議案第52号 内灘町道路線の廃止について
- 提案理由の説明

議長【八田外茂男君】 傍聴の皆様、また議員各位におかれましては、公私ともどもご多忙のところ出席を賜り、まことに厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、新年度当初予算を審議する重要な会議であります。健康にはくれぐれも留意され、議案の審議にご精励くださいますようお願い申し上げます。

開会・開議

午後2時00分開会

議長【八田外茂男君】 ただいまの出席議員は18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより平成19年第1回内灘町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長【八田外茂男君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、9番中川達さん、10番南守雄さんを指名いたします。

会期の決定

議長【八田外茂男君】 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から3月14日までの13日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月14日までの13日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

諸般の報告

議長【八田外茂男君】 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、今期定例会に説明のため説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしましたところ、説明のため出席している者の職、氏名は、別紙説明員一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、奥村忠男総務部長より、本日の会議を欠席する届け出がありましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成18年11月分、12月分及び平成19年1月分の例月出納検査結果の報告がありますので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、さきの定例会において可決したトンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書につきましては、内閣総理大臣及び関係大

臣並びに関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

議案一括上程

議長【八田外茂男君】 日程第4、議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔平成18年度内灘町一般会計補正予算（第6号）〕から議案第52号内灘町道路線の廃止についてまでの52議案を一括して議題といたします。

なお、本定例会に提出された議案につきましてはお手元に配付してあります議事日程第1号に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

提案理由の説明

議長【八田外茂男君】 提出議案に関し、これより町長から提案理由の説明を求めます。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 本日ここに、平成19年第1回内灘町議会定例会が開催されるに当たり、町政運営に関する私の所信の一端と新年度施政の大綱を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、最近の我が国経済は、政府が発表する各種の経済指標において回復基調にあるとされておりますが、私たち町民の一般的な感覚からすれば、景気回復の足取りは依然として重く、景気はいまだ横ばい傾向から脱し切れていないように感じられるのであります。

確かに一部の大手企業では、史上空前の収益を上げているところもあると伝えられております。しかし、国民生活に直結する雇用状況は、常用雇用から非常用雇用へと変化しつつあり、今や我が国の労働者のほぼ3割が非正規社員となっており、これが個人消費を上向かせず、景気回復を本格化させない原因の一つであるとも言われております。

このような中であって、地方財政も国の進める三位一体の改革に伴い、かつてないほどの試練と危機に見舞われております。内灘町の財政事情もまた同様であり、この改革による歳入不足を原因とする財政危機に直面いたしております。

具体的には、平成15年度における2億9,000万円余の基金取り崩しに始まって以来、16年度、17年度、18年度とここ4年間は連続して基金の取り崩しによってしか収支を賄うことができない状況にあり、平成19年度予算を編成し終えた段階で基金残高が6億7,000万円余とほとんど枯渇状態にあるなど、容易ならざる困難に直面いたしているのであります。

こうした町財政をめぐる深刻な問題につきましては、これまで定例議会ごとにご報告を申し上げ、その対処の方針について私の考え方を申し述べてきたところでございますが、平成19年度の当初予算が審議される今定例町議会に当たり、改めて今次の地方財政の危機とその中における本町の財政運営についての見解を申し上げ、あわせて本年度の町政執行についての基本方針をご説明したいと存じます。

総務省は去る2月6日、平成19年度の地方財政計画を発表いたしました。これによりますと、平成19年度の地方財政計画の規模は、またもや前年度を下回り、平成13年度以降、一貫して減少を続けることとなったのであります。

申すまでもなく、地方財政計画は地方交付税等に代表される地方財政全般の方向性が示されるものであり、その財政規模の縮小は直ちに自治体財政に大きな影響を与えるものとなるのであります。

本年度の地方財政計画におきましては、三位一体の改革による税源移譲が本格実施されたことにより、地方税は増額されることとなる反面、その移譲財源である地方譲与税が大幅に削減されております。また、地方交付税

に関しては骨太の方針2006において地方歳出の見直しの方向性が打ち出されていることから、これを受けて対前年度比4.4%という大幅な減少がなされるなど、歳入全体に対し依然として厳しい削減圧力が働いているのであります。

三位一体の改革にかかわるこうした状況から、地方財政は前年度に引き続き厳しい状況に置かれるわけではありますが、とりわけ自主財源に乏しく、地方交付税等への依存度が大きい自治体は一層困難な財政運営を強いられることになるのであります。

翻って、我が内灘町の財政状況を、ここ数年の傾向としてとらえ直してみますと、昨年の9月と12月の定例町議会でもご報告申し上げましたように、国の進める三位一体の改革の影響を受けて本町の財政状況も悪化の一途をたどっているのでありまして、国の地方財政計画に示された財政規模の縮小そのままに、本町におきましても基礎的な歳入における財政規模は年々縮小を続けているのであります。

やや具体的に、町税、地方交付税、地方譲与税等のここ数年間の収入状況を申し上げますと、これら基礎的な財政収入はピーク時の平成13年度には総額で約57億円であったものが、その後年々のように減少を続け、平成19年度予算においてはそれよりも6億円も少ない約51億円の規模にまで縮小することが予想されるのであります。

また、平成16年度から削減され始めた公立保育所運営費国庫負担金等の約1億2,000万円にも上る減額も、また本町にとっては大きな財政負担となってきているのであります。

一方、歳出ではこの間、人口構成の高齢化の影響から医療費や介護関係費、また制度改革に伴う障害者関係費、あるいは年々のように拡大が続けられている児童手当など、主として扶助費を中心に顕著な増加が続いているのであります。

こうした基礎的な歳入の減少と義務的な歳

出の増加等が相まって、本町の財政構造はここ数年、硬直化の度合いを一段と強めているのであります。

申すまでもなく、「内灘町行政の目標は、内灘町民の幸せ」であります。たとえ町の財政事情がいかに厳しくとも、町行政をあずかる者には町民のニーズを的確に把握をし、それに適切に対処せねばならない責務があります。それゆえ、現下の厳しい財政状況の中で町民の要請にこたえるためには、今後とも行財政の改革に取り組み、一層効率的な行財政運営に努めながら、住民サービスの向上を図らなければならないと思うのであります。

長引く不況や雇用形態の変化によって家計収入が不安定化している現在の社会状況の中で、今、本町が最優先に取り組むべき課題は、町民が安心して暮らせるセーフティネットを構築することであると思うのであります。

とりわけ、町民が安心してこの町で子育てができる安心の子育て環境づくりは、少子化時代、人口減少時代における本町行政の極めて重要な課題であります。また、障害があっても、高齢になっても、住みなれたこの町で安心して健やかに老いることができる安心の健やかな環境づくりは、高齢化時代における本町行政の重要課題の一つであると思うのであります。

私は、これら2つの安心の環境づくりを町政の優先課題として力強く推し進めていきたいと思うのであります。

さて、国、地方を通じた財政危機を克服するため、今や行財政改革が国を挙げて推進されております。総務省は、全国の地方自治体に対して、平成18年3月までに集中改革プランの策定を求め、例外なく地方の行財政改革を強く求めているのであります。

行財政改革の目的は、行財政の運営を一段と効率のよいものとするのであります。その究極の目的は、言うまでもなく「町民が安心して豊かに暮らせる町」をつくることで

あります。

現在、国と地方が直面している財政危機の原因について、その源流をたどれば、我が国の人口構成の変化に伴う社会構造や経済構造の変化によるものなのであります。それゆえ、現在の危機に対処するためには、従来のような景気の循環による一過性の歳入不足の時代に対処してきたような歳出抑制を主とする単なる減量経営的な打開策では解決できないのであります。

構造的な原因による財政危機を克服するためには、歳入歳出全般にわたる構造改革が必要なことは申すまでもないことであります。とりわけ、歳出構造の改革に当たっては、将来の人口構成にも配慮し、将来世代に負担を先送りしない制度の確立が求められるのであります。

なお、改革に伴う町民の負担増等をできる限り圧縮するために、行政の簡素化や遊休資産の売却など、行政全般における徹底したスリム化にも強力に取り組むものであります。

さて、以上、新年度施政の前提となる本町を取り巻く財政の状況と施政の基本的理念について申し述べてまいりましたが、平成19年度予算におきましては、「町民が安心して暮らせる町」をつくるため、私は次の4つの重点施策を設定し、限られた財源を優先的に配分することといたしました。

1つには、安全快適な学びの場を確保するための「義務教育施設の整備充実」であります。2つには、少子化対策としての「保育環境と子育て支援施策の充実」であります。3つには、幹線道路整備や下水道施設整備事業などの「生活環境の整備と都市機能の充実」であります。4つには、教育や保健福祉などにおけるソフト面の施策の充実を図るための「教育と保健施策等におけるマンパワーの充実」であります。

以上の4つを重点施策として、それらにかかわる諸事業の推進を図ることといたしました。

た。

さて、重点施策の具体的な内容についてありますが、まず1つ目の「義務教育施設の整備充実」について申し上げます。

教育は人格形成の基礎をなすものであると同時に、健全な国家や地域社会を形成する上で極めて重要なものであることは論をまたないところであります。とりわけ、市町村が大きい役割を担う義務教育は、その後続く高等教育や成人教育等の基礎をなすものであり、また教育体系そのものの根幹部分に位置するものであることから、市町村行政にとって最重要な課題の一つとなっているのであります。

中でも学校施設の整備は、市町村が第一義的な責任を負うことから、かつて河合谷村で村民挙げての禁酒運動によって小学校を建てた例にも見るように、明治以来今日に至るまで、学校教育の施設環境をいかに整えるかはその市町村住民自身の見識の高さや教育にかける熱意のあらわれともみなされてきたものであります。

平成18年度は、鶴ヶ丘小学校の耐震補強及び大規模改修事業に取り組んでまいりましたが、平成19年度は引き続いて内灘中学校の耐震関連事業に取りかかるものであります。

内灘中学校の校舎は、昭和36年に建設され、ほぼ半世紀に近い歳月を経て極めて老朽化した建物もあり、また阪神・淡路大震災以降に定められた耐震基準に照らして安全性に懸念があることから、早急な改築の必要に迫られている施設なのであります。

平成19年度では、総事業費約20億円のうち、おおむねその半分に当たる約10億円を投じるものであり、本町児童生徒が一日も早く安全で快適な環境の中で学べるようにしたいと願っているものであります。

次に、2つ目の「保育環境と子育て支援施策の充実」の主要なものについて申し上げます。

厚生労働省が昨年11月に発表した平成17年

度の我が国の合計特殊出生率は1.26でありました。これは前年度の1.29という率を0.03ポイントも下回るもので、過去最低を記録するものとなりました。

こうした状況の背景には、非正規雇用労働者の増加という近年の就業形態の変化による非婚化や晩婚化、あるいは核家族化や地域社会の変容等があり、これらの要因が絡み合って子供を産み育てる環境を著しく困難なものにしていると言われております。

そういった意味で、今や国、自治体、企業を問わず、まさに国を挙げての少子化対策や子育て支援対策のさらなる充実が求められているのであります。

こうした事情から、本町におきましても平成19年度においては子育て支援センターの一層の充実を図るなど、子育て支援施策を積極的に展開することといたしました。

本年4月から向陽台1丁目に移転開設する子育て支援センターは、現有の施設が利用者の急増によって狭隘化したため移転するものであります。この移転によって施設の充実が図られるのみならず、これまで以上に職員体制の充実強化を図り、懸案であった育児相談機能を向上させるなど内容面でも充実を図るものであります。

また、保育施策におきましては、これまで午後4時であった通常保育時間を午後6時に改め、従来の長時間保育料の徴収を取りやめることといたしました。

さらに、学童保育クラブにおいては、新年度には1施設を選んで試行的に入所対象児童を4年生にまで延長する予定をいたしております。

なお、本年4月から白帆台に開設される私立白帆台保育園における病後児保育や夜間保育等もろもろの特別保育事業につきましては、本町の子育て環境全体を一段と充実させるものであることから大きな期待をし、また支援をしていきたいと考えております。

以上、主として子育て支援のソフト面における充実を図ることによって、子供を産み育てやすい本町の子育て支援の環境づくりを進めようとするものであります。

次に、3つ目の「生活環境の整備と都市機能の充実」の主要なものについてであります。内灘町は都市的生活環境の重要な基盤である下水道整備事業にいち早く取り組んだことから、今では下水道の普及率は98.4%を超え、県内トップレベルの整備状況となっているのであります。新年度におきましては、引き続き西荒屋地区と宮坂地区の県道東側の面整備に取り組み、町民の快適な生活環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

また、生活環境整備の一環としての向粟崎地区の街なみ環境整備事業についても、事業に要する土地購入費や調査測量等の作業を進めるものであります。

一方、都市機能の充実につきましては、宮坂南線整備事業を継続実施するとともに、準幹10号線道路整備事業など都市基盤を整える上で重要な役割を果たす幹線道路網の整備を予定いたしております。

また、雨水浸水対策の事業としては、大根布バイパス管建設事業を継続実施することといたしております。

そのほか、総合公園整備や北部地区土地区画整理事業に伴う都市機能充実のための諸事業も計画いたしております。

なお、本町の長年の懸案事項であった大京の開発計画についてであります。本年12月までの開業に向けて諸準備が着々と進んでいるとの報告を大京からいただいております。今月12日には、起工式がとり行われる予定とも伺っております。

なお、出店に当たってのコンセプトは、基本的にはイオンをキーテナントとして、ホームセンターやスーパー銭湯等の周辺店舗群から成るものとのことであります。

次に、4つ目の「教育と保健施策等におけ

るマンパワーの充実」の主要なものであります。

行政を展開するための資源としては、物的資源、人的資源、情報資源などさまざまにありますが、中でも中核的な資源としては人的支援があります。とりわけ教育においては、施設整備と同様に、いわゆるマンパワーが担う内容面の充実は教育の振興には欠くことのできないものであります。

本町におきましては、小学校低学年における30人学級制を前年度から本町独自の制度として取り入れておりますが、平成19年度におきましては本町が独自に雇用する講師を4名に増員することといたしました。また、小学校における英語教育を推進するための常勤講師及び非常勤講師についても合わせて4名程度配置することといたしました。

さらには、町民の健康保持を図る観点から、保健施策の充実策として平成19年度からは保健師の増員も行うことといたしました。

また、子育て支援センターにおける育児相談等の事業内容の充実を図る見地から、当該センターに配置する職員の増員も行うこととし、町民サービスをより豊かなものとするために、教育と保健施策等におけるマンパワーの充実に努めることといたしました。

以上、本年度町政の4つの重点施策についてその概要を申し述べましたが、終わりに臨んで、三位一体の改革に伴う財政収入が減少する中で、ややもすると消極的な気持ちになりがちではありますが、こうした時期であるからこそ、将来に向けての明るい夢を描き、また困難に立ち向かって汗を流すことをいとわず、町民本意の創造性豊かな町政を展開していく所存であります。

ここに、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を切望する次第であります。

それでは、ただいまから提出議案に対する提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めること

につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年1月26日付で専決処分をさせていただきます〔平成18年度内灘町一般会計補正予算（第6号）〕について、議会の承認を求めるとでございます。

専決処分をした補正予算の内容につきましては、石川海区漁業調整委員会委員の欠員に伴い、平成19年3月1日付の補欠選挙執行に係る選挙費について補正措置を講じたものでございます。

議案第2号 平成18年度内灘町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億5,256万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ83億8,995万6,000円とするほか、地方債の追加及び変更並びに繰越明許費をあわせてお願いするものでございます。

補正の主な事業といたしましては、教育費関係では、当初、平成19年度に予定しておりました鶴ヶ丘小学校校舎の大規模改築事業に係る電気・空調設備の関係事業につきまして、平成18年度に新たに創設されました国の安全・安心な学校づくり交付金事業の補助採択の増額内示を受けたことにより、今回、前倒し措置を講じまして補正予算に工事費等関係予算を計上いたしました。

また、基金費の関係では、三位一体改革の影響等により、普通交付税等の経常一般財源が年々減少傾向にあり、加えて財政調整基金も枯渇するという厳しい財政状況の中、平成19年度の財源不足額を捻出するため、公共用地取得事業基金の全部及び土地開発基金の2分の1相当額について、財政調整基金へ振替措置を講ずるものであります。

そのほか、会計全般にわたる各種事務事業の確定並びに完了見込みに伴い、不用額の減額等を計上したところであります。

地方債の補正につきましては、準幹10号線道路整備事業に係る追加及び鶴ヶ丘小学校大規模改造事業等に係る変更をお願いするもの

でございます。

繰越明許費につきましては、蓮湖渚公園整備事業等に係る追加及び鶴ヶ丘小学校大規模改造事業に係る変更など、年度末までの限られた期間に工事等を完了させることが困難な事業についてお願いするものであります。

以上が今回の補正予算の大要でございますが、補正額の財源といたしましては、国庫支出金806万7,000円、町債4,780万円などを充てることとしているほか、目的基金の振替措置等により総額で2億5,970万円、基金を取り崩すことといたしました。

議案第3号 平成18年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、面整備に伴う水道管等の移設負担金など事業の精算のほか、地方債の変更及び繰越明許費をお願いするものであります。

議案第4号 平成18年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、管理費等の精算に伴う減額及び財源組替措置を講ずるものであります。

議案第5号 平成18年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、事業計画の変更等により年度末までの完了が困難な大学宮坂線道路植栽事業等について繰越明許費の措置を講ずるものであります。

議案第6号 平成18年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、暖冬等による発電量の減少に伴う売電収入の減額等、所要の補正であります。

議案第7号 平成18年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、高血圧、糖尿病等、生活習慣病に起因する高額医療費など、保険給付費の増額及び財源組み替えによる地方債の変更措置を講ずるものであります。

議案第8号 平成18年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましては、医療費の実績見込み等による減額及び財源組

替措置を講ずるものであります。

議案第9号 平成18年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、平成20年度施行予定の後期高齢者医療制度に対応するための電算システム改修費及び繰越明許費をお願いするものであります。

議案第10号 平成18年度内灘町水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、水道料金の実績見込み等による減額及び配水管布設工事の精算等に伴う所要の補正であります。

議案第11号 平成19年度内灘町一般会計予算から議案第19号 平成19年度内灘町水道事業会計予算までの9件の議案につきましては、平成19年度における一般会計、特別会計、水道事業関係に係る予算であります。

議案第11号 平成19年度内灘町一般会計予算につきましては、前年度当初比14%増の84億2,000万円の予算規模といたしました。

経常的な予算のほか、内灘中学校改築事業など、安全で快適な教育環境の充実と少子化対策としての「保育環境・子育て支援施策の充実」を重点に関係予算を計上させていただきました。

主な事業につきましては、ただいまの所信表明の中で申し上げましたが、その詳細につきましてはご審議の過程におきましてご説明申し上げていきたいと存じます。

議案第12号 平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額を13億8,100万円といたしました。

宮坂、西荒屋地内の面整備のほか、大根布地区の浸水対策としてバイパス管の建設費等を計上いたしました。

議案第13号 平成19年度内灘町霊園事業特別会計予算につきましては、予算総額を3,030万円といたしました。

維持管理費及び平成20年度施工予定の第9期造成工事に係る実施設計費等を計上いたしました。

議案第14号 平成19年度内灘町土地区画整

理事業特別会計予算につきましては、予算総額を1億7,300万円といたしました。

事業地内における緑道整備工事費等を計上いたしました。

議案第15号 平成19年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算につきましては、予算総額を3,200万円といたしました。

風力発電施設の維持管理費及び住宅用太陽光発電システム設置費補助金等を計上いたしました。

議案第16号 平成19年度内灘町国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額を26億8,700万円といたしました。

一般及び退職者に係る療養給付費並びに老人保健拠出金等を計上いたしました。

なお、療養給付費等の増加に伴い、今年度におきましても保険税率の引き上げと国保広域化等支援基金からの貸付金により収支の均衡を図っている状況であります。

保険税率の改定におきましては、激変緩和の観点から、平成18年度と平成19年度の2カ年度でおおむね30%の引き上げを行うこととしており、本年度は平均で10%の改定といたしました。

議案第17号 平成19年度内灘町老人保健特別会計予算につきましては、予算総額を18億2,400万円といたしました。

議案第18号 平成19年度内灘町介護保険特別会計予算につきましては、予算総額を11億6,700万円といたしました。

高齢化による要介護認定者の増加等により、年々その予算規模が膨らんできている状況であり、本年度、介護予防事業の強化と介護給付費の抑制を図るため保健師を増員することといたしました。

議案第19号 平成19年度内灘町水道事業会計予算につきましては、収益的・資本的収支を合わせた予算総額を7億6,930万円といたしました。

金沢市との災害相互応援協定に基づく水道

管連結工事費並びに緑台地内における石綿セメント管更新事業費等を計上いたしました。

以上、平成19年度予算に係る9議案の詳細につきましては、お手元の予算書をご参照の上、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、条例その他の議案につきましてご説明いたします。

まず、条例関係のご説明を申し上げます。

議案第20号 内灘町副町長定数条例につきましては、地方自治法等の一部改正に伴い、副町長の定数を1名と定めるためのものがございます。

議案第21号 内灘町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例につきましては、企業立地を促進するとともに、産業の振興と雇用の拡大を図り、本町経済の健全な発展を目指すためのものがございます。

議案第22号 内灘町上下水道料金等審議会条例につきましては、水道事業の料金、加入負担金及び下水道料金の使用料、受益者負担金に関する必要事項を審議するため、内灘町上下水道料金等審議会を設置するためのものがございます。

議案第23号 内灘町助役及び吏員の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、地方自治法等の一部改正に伴い、助役及び吏員の廃止に伴う条例の整備でございます。内灘町に収入役を置かない条例の廃止、内灘町長等及び職員の倫理条例の一部改正、内灘町特別職報酬等審議会条例の一部改正及び内灘町職員等旅費条例の一部改正でございます。

議案第24号 内灘町自治功労者表彰条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法等の一部改正に伴い、自治功労表彰の対象者に副町長を加えるためのものがございます。

議案第25号 内灘町部制条例の一部を改正する条例につきましては、行政組織の簡素化

の一環として企業局を廃止することなどに伴うものがございます。

議案第26号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の有給の休息時間の廃止に伴うものがございます。

議案第27号 常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第28号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件の議案につきましては、町長、副町長、教育長の給料月額を平成19年4月1日から平成20年3月31日の間減額するためのものがございます。

議案第29号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、少子化対策に対応するため、3人目以降の子などの扶養手当額を引き上げるためのものがございます。

議案第30号 内灘町公共用地取得事業基金条例を廃止する条例につきましては、財源対策として公共用地取得事業基金を廃止するためのものがございます。

議案第31号 内灘町土地開発基金条例の一部を改正する条例につきましては、財源対策として土地開発基金の額を2億円から1億円に減額するためのものがございます。

議案第32号 内灘町税条例の一部を改正する条例につきましては、身体障害者に係る軽自動車税の減免手続の簡素化等をするためのものがございます。

議案第33号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、保険税率の改正及び税率改正に伴う保険税の減額措置に係る所要の改正でございます。

議案第34号 内灘町公民館設置条例の一部を改正する条例につきましては、宮坂公民館の位置変更及び白帆台公民館の名称及び位置を追加するためのものがございます。

議案第35号 内灘町体育施設条例の一部を

改正する条例につきましては、内灘体育振興事業団の廃止に伴い、内灘町総合体育館及び内灘町総合グラウンドの名称及び位置を追加するため等のものでございます。

議案第36号 内灘町立保育所設置条例の一部を改正する条例につきましては、宮坂保育所の廃止に伴うものでございます。

議案第37号 内灘町子育て支援センター条例の一部を改正する条例につきましては、子育て支援センターの移設に伴うものでございます。

議案第38号 内灘町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、退職者被保険者等の増加に伴い、国民健康保険運営協議会に被用者保険等被保険者を代表する委員を加えるためのものでございます。

議案第39号 内灘町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第40号 内灘町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、以上2件の議案につきましては、行政組織の簡素化の一環として企業局を廃止することに伴うものでございます。

議案第41号 内灘町公共下水道条例の一部を改正する条例につきましては、排水設備等工事業者の指定、更新時の際の手数料を定めるためのものでございます。

以上が条例の制定及び一部改正等であります。

議案第42号 金沢市・かほく市・津幡町・内灘町消防通信指令事務協議会の設置につきましては、2市2町により消防通信指令に関する事務を共同して管理執行するため、地方自治法に定める協議会を設置するものでございます。

議案第43号 石川中央広域市町村圏協議会の規約の変更について、議案第44号 石川県市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第45号 石川県町村議会議員公務災害補償組合理約の一部を改正する規約について、

議案第46号 石川県市町村消防賞じゅつ金組合理約の変更について、議案第47号 石川県市町村消防団員等公務災害補償等組合理約の変更について、議案第48号 河北郡市斎場施設組合理約の一部を変更する規約について、議案第49号 河北郡市広域事務組合理約の変更について、以上7件の規約の変更につきましては、地方自治法等の一部改正に伴う所要の改正でございます。

議案第50号 請負契約の締結につきましては、鶴ヶ丘小学校校舎大規模改修工事（建築）に係る指名競争入札の結果、落札者となった企業と工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第51号 内灘町道路線の認定につきましては、道路新設のため、新たに西荒屋室52号線を町道として認定するためのものでございます。

議案第52号 内灘町道路線の廃止につきましては、町道を県道に移管するため、幹4号東山内灘線を廃止するためのものでございます。

以上が、今回提案いたしました議案につきましての提案理由並びにその概要でございます。何とぞ慎重にご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。私の説明を終わります。

ありがとうございました。

議長【八田外茂男君】 提案理由の説明が終わりました。

散 会

議長【八田外茂男君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明3日から4日までの2日間は休会にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【八田外茂男君】 ご異議なしと認めます。よって、明3日から4日までの2日間

は休会とすることに決定いたしました。

次回の本会議は5日午前10時から開き、提出議案に対する質疑並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時46分散会